

**令和7・8年度静岡県建設工事入札参加資格審査における  
小規模修繕等業務委託受注業者に対する加点の適用期間の修正について**

令和7・8年度静岡県建設工事入札参加資格定期申請における小規模修繕等業務委託受注業者に対する加点について、下記のとおり修正します。

下記、【修正後】に該当する小規模修繕等業務委託を受注された方については、令和7・8年度建設工事入札参加資格審査において加点の対象となりますので、契約書の写しを御提出いただくようお願いいたします。

なお、既に電子申請や書類の郵送がお済みの方で、下記、【修正後】に該当する小規模修繕等業務委託を受注していたものの、「該当なし」で申請いただいていた方については、大変恐れ入りますが、入札参加資格ヘルプデスク(054-221-2853)まで御連絡いただくようお願いいたします。

**【修正前】**

郵送書類	提出対象者	適要
小規模修繕委託の契約書 (写し)	土木一式、建築一式、電気、管のいずれか又はすべてを申請する場合で、該当する者のみ	・ 令和5年1月1日から令和6年12月31日までの間に静岡県発注の小規模修繕委託を受注し、業務を完遂していること

R5. 1. 1～R6. 12. 31 に受注及び完遂している必要がある。

**【修正後】**

郵送書類	提出対象者	適要
小規模修繕等業務委託の契約書(写し)	土木一式、建築一式、電気、管のいずれか又はすべてを申請する場合で、該当する者のみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 静岡県発注の小規模修繕等業務委託を受注し、令和5年1月1日から令和6年12月31日までの間に業務を完遂していること</li> <li>・ 想定業務は以下のとおり 道路維持修繕、道路雪氷対策、道路照明施設修繕、舗装補修、冠水対応、河川維持修繕、公共物(水門、トンネル)等の保守点検業務</li> </ul>

受注日は問わず、R5. 1. 1～R6. 12. 31 に、完遂している必要がある。

<問合せ先>

静岡県交通基盤部建設業課 建設業班

TEL: 054-221-3059